

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会
原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ中間報告
「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について（案）」
に対する意見募集結果について

平成28年1月20日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

平成27年12月4日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ中間報告「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について（案）」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成27年12月4日（金）～平成28年1月5日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：447件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

原子力政策課（TEL：03-3501-1991）

**電力・ガス事業分科会原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ中間報告
「新たな環境下における使用済燃料の再処理等について(案)」に対する御意見の概要と考え方**

※ 御意見の全体像が把握できるよう、代表的な御意見を抽出し整理しております。なお、紙面の都合上、表現は一部簡素化しております。
※ 類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---------------------------------|---|---|
| 1. 拠出金制度(費用負担の在り方含む)について | | |
| 1 | 積立金制度では再処理等の費用の一部を電気料金で回収し、拠出金制度では発電量に応じて原子力事業者が拠出すと読める。今回の議論は、電力自由化によって利用者が電力会社を選べるようになり、競争が激化し、日本原燃を支えあうことができなくなるからというのではないのか。それなのに、発電量に応じて拠出す制度が用意されるのであれば、それを電気料金から拠出することになるのではないか。 | 現行の積立金制度においても、積立額は発電量(すなわち使用済燃料の発生量)に応じて決定され、その積立額に相当する費用は電気料金の原価に算入されております。したがって、この点において、拠出金制度への移行に伴って特段の変化が生じるものではないかと考えております。 |
| 2 | 現行の積立金制度は、そもそも原子力事業者が負うべき再処理工場の建設費の高騰によって、撤廃が議論された時に、打開策として国民負担に切り替えたに過ぎない。この制度を破棄すべきだ。 | 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づく現行制度については、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の中間報告案「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」(平成16年)」にもあるとおり、世代間及び需要家間の公平性、バックエンド事業の円滑な推進という観点から、引当金という形で、原子力事業者が、受益者負担の原則の下、予め少しずつ積み立てるという仕組みが整備されてきました。その上で、今後、自由化により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために、今般、必要な制度的措置について検討を行っております。 |
| 3 | 日本の原子力発電所は、新規原発建設が遅れば、少なくとも40年を数える前にすべて運転停止を余儀なくされる。しかも、老朽化が進み、廃炉となる原発もある。そのような中で、新規基準をクリアして再稼働する原発が増えたとしても、原発依存度の低減という政策によって、2011年3月11日以前の半分程度しか原発稼働は見込めない。そのような中で、拠出金は予定通りの額が集まる見込みはあるのか。 | 拠出金の額は、長期的にみた再処理等の事業に要する費用や再処理量の見直し等を総合的に勘案して算出することを想定しております。また、過去に発生した使用済燃料に係る積立金を拠出金として移管することに加え、エネルギーミックスが達成された状況においては、原発依存度が低下したとしても、一定量の使用済燃料が発生することが見込まれるため、拠出金額の算定には影響を与えないと考えております。 |
| 4 | 再処理に伴う高レベル廃棄物・TRU廃棄物の貯蔵管理・最終処分費は現在原燃センターに拠出している。現在はHLWで9,808億円 TRUで351億円ある。これらも新法人に移管するのか。 | 高レベル廃棄物及びTRU廃棄物の最終処分にかかる費用は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて、原子力事業者が原子力発電環境整備機構(NUMO)に対して拠出金を納付することとされております。高レベル廃棄物及びTRU廃棄物の最終処分はNUMOの業務であり、新法人の業務ではないことから、当然に、御指摘の拠出金を新法人に移管することは想定しておりません。 |
| 5 | 再処理事業を続けることを前提に今回の中間報告案は書かれています。4月からの電力全面自由化にむけての対策ということですが、なぜ民間企業である電力会社が再処理をやめようという選択ができないのでしょうか。電力会社の株主ですが、経営的に考えて、六ヶ所再処理工場は、今の積立金の金額ではとても取まらないとおもいます。六ヶ所再処理工場は積立金制度ができてから、もう10年運転開始時期が遅れています。40年間運転をして3.2万tの使用済み燃料を再処理するという前提で再処理費用が試算されていますが、ほんとに40年間も動かすことができるのでしょうか。施設はどんどん老朽化しています。もし40年間ほとんど動かすことができなくても、この10年間で2兆円をこえる費用が増加したことになります。積立金制度の前提となった数字そのものの意味がなくなっています。積立金制度のパコメのときにも書きましたが、再処理事業のお金がどこまで多額になったらやめようという数字を決めることはできないのですか。どこまで高くなっても再処理事業は国策として続けるのですか。国策、民営の矛盾を抱えたまま、総括原価制度がなくなっても、無理矢理高コストの再処理を続けることを電力会社の株主としては、とても認められません。経営責任はだれがどう取るのですか。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針」としてしております。また、同計画において、「核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進することとしております。なお、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 6 | 今回の中間報告書案では、いまだフロントエンドであるから、積立金の対象ではなかったMOX燃料の製造のための費用も再処理関連事業として拠出金に含めることになっている。これはどうい認められない。輸入の貿易統計によれば、高浜原発の燃料に関して、MOX燃料とウラン燃料では価額に9倍以上の開きがある。関電はMOX燃料のほうが割高になることを認めたくなくて「経営努力で吸収する」としてきた。しかし関電はここ4期連続赤字決算を続けており、さらに割高で危険なMOX燃料を原発で燃やすことは、経営努力などというものではどうしようもない。なぜ割高なMOX燃料を使うことを電力会社に強いるような方針を打ち出してきたのか。あくまで再処理したプルトニウムはもんじゅで使うはずだったのに、ここにきてもんじゅが完全に行き詰まると、プルトニウムの消費を電力会社に強いるような方向を出してきた。核燃料サイクルの破綻を認めて全量再処理政策を見直すべきだ。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針」としてしております。また、同計画において、「核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進することとしております。なお、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 7 | 第4回の議論の中で圓尾委員が使用済みのMOX燃料の問題を指摘したが、そのことは中間報告案案にはまったく反映されていない。大量のプルトニウム保有を余剰と批判されないように、原発でMOX燃料として消費するための制度をつくるということだろうが、その後使用済みMOX燃料を再処理するのか、まったく議論されていない。今後また多額の追加費用が発生するのは明らかだ。 | 拠出金制度においては、本中間報告案で示されたとおり、全ての使用済燃料を対象とすることとしております。その再処理等に要する費用については新法人において精査を行い、拠出金額に適切に反映することで確保するものと考えております。 |
| 8 | 留意事項として、「将来的に、著しい事業環境の変化など現時点では想定されていない事態が生じる可能性も否定できない。今般のスキームに関しても、…必要に応じて一定の追加的措置を講ずることも含め検討する必要がある」と書かれており、将来的に、託送料金などを通じて、原子力事業者以外の事業者も、負担するという方向性が提案される可能性がある。しかし、核燃料を発生させた主体である原子力事業者が、あくまでその処理の費用負担を行うべきである。将来にわたっても、原子力事業者が責任主体であることを明記すべき。 | 本中間報告案5.(i)において、原子力事業者が担うべき責任・役割として、「使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って、使用済燃料の再処理等が適切かつ効率的に実施されるよう、引き続き責任を果たすことを大前提として、再処理等に必要となる費用を拠出金として負担」することを明示しております。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|--|
| 9 | 8ページの説明および図において、まったく実現のめどがたない再処理第二工場やMOX燃料加工工場の費用まで対象とすることになっている。これについては入れるべきでない。 | 今般の措置は、競争が進展した環境下において、事業者が破綻するような事態が生じた場合において、使用済燃料の再処理等に必要な資金が確保されず、使用済燃料の再処理等が滞るような事態を回避する観点から、全ての使用済燃料を拠出金の対象とする必要があると考えております。また、MOX加工等の関連事業についても、再処理工場での工程と不可分であることから、同様に拠出金制度の対象とする必要があると考えております。 |
| 10 | 本論のP.6の8行目以降で、これまでの再処理に必要な資金は各原子力発電会社の積立金(電力料金に含まれて徴収)から、今後は各原発電力会社に拠出金として義務付ける制度に変えることが変更の骨子である。これは、電気利用者(消費者)の観点から見れば、この拠出金を電気の託送料金として、(たとえ原発の電力を買いたくないとして、再生エネルギーの電気を買おうとしても)、既存の電力会社10社に支払うことになる仕組みである。原発の再処理費用を、再生エネルギーの電力と言う原発と全く関係のないエネルギーの購入者にも負担させる、いわば、いわれない金を払わせる悪法で、断じて納得できない。 | 本中間報告案では、5.(i)において、原子力事業者が担うべき責任・役割として、原子力事業者が「使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って、使用済燃料の再処理等が適切かつ効率的に実施されるよう、引き続き責任を果たすことを大前提として、再処理等に必要となる費用を拠出金として負担」することを明示しております。本WGIにおいて、御指摘の託送料金による費用の回収することを何らかの決定を行った事実はございません。 |
| 11 | 原子力の依存低減が政府方針だとすると、再処理事業の継続そのものが問題になるのではないのでしょうか。原子力の発電単価に対する再処理コストは高くなるわけですし、もんじゅや六ヶ所所の現状を見るとともに稼働するもの疑わしい限りです。そんなところに多額のお金を(電気料金や税金を)投入するのは疑問です。「お役所仕事は走り出したら止まらない」とマスコミで揶揄されていますが、再処理ありきでなく、再処理事業をどうするのかという議論から始めることが必要ではないでしょうか。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としております。こうした核燃料サイクルのコストは、使用済燃料を直接処分する場合のコストと比べて高くなるのが考えられます。ただし、核燃料サイクルは、単純なコスト比較のみでなく、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点を踏まえて進めていくべきものと考えております。本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 12 | 新制度は、原子力事業者に再処理を強要するものであり、政策転換を困難にし、硬直化をもたらすことから反対である。 | 拠出金の支払いを義務付ける事業者は、積立金制度と同様に、使用済燃料の処理方法として再処理を選択した事業者とすることを想定しております。したがって、拠出金制度への移行によって、「原子力事業者に再処理を強要するものであり、政策転換を困難にし、硬直化をもたらす」との御指摘は当たらないと考えております。 |
| 13 | 拠出金制度の対象は、現行どおり、六ヶ所再処理工場において再処理を計画している使用済燃料とするべきで、全ての使用済燃料に広げるべきではない。 | 今般の措置は、競争が進展した環境下において、事業者が破綻するような事態が生じた場合において、使用済燃料の再処理等に必要な資金が確保されず、使用済燃料の再処理等が滞る事態を回避する観点から、全ての使用済燃料を拠出金の対象とする必要があると考えております。また、MOX加工等の関連事業についても、再処理工場での工程と不可分であることから、同様に拠出金制度の対象とする必要があると考えております。 |
| 14 | 「発電量に応じて」を、「予定される使用済み燃料の量」又は「廃炉予定も含めた原子力設備の設備容量(設置及び廃棄コスト)」とすべき。原子力事業者の中には、水力発電の割合など他電力源の発電割合が比較的高い事業者もあり、公平に拠出させるためには発電量に応じて拠出させるべきではない。また国及びJAEA等が発生させると考えられる使用済み燃料の処理費用は別途明確にして、推進してきた役人等の責任を明確にすべきである。 | 「発電量」とは全発電量ではなく原子力発電量であり、それに伴って拠出金の額を決定することは、使用済燃料の発生量に応じて拠出金額を決定することと同義であり、費用と収益の対応等を考慮すれば、負担の公平性は担保されると認識しております。また、拠出金制度においては、積立金制度と同様に特定実用発電用原子炉を対象とすることを想定しております。 |
| 15 | 原子力事業者は「再処理等に必要となる費用を拠出金として負担」(11頁)する責任があり、新法人は「原子力事業者から受け取った拠出金に係る使用済燃料の再処理等の適切かつ効率的な実施に一義的な責任を負う。」(12頁)とされている。また、拠出金制度に変更することにより、「毎事業年度ごとに、その時点で原子力事業者が負うべき費用負担の責任(義務)を確実に果たさせる。」(6頁)とされている。これは、原子力事業者が新法人に発電量、すなわち使用済燃料の発生量に応じて毎事業年度拠出金を拠出することにより、原子力事業者による再処理等の経済的責任(費用負担責任)が果たされ、義務は解除され、受領した拠出金に係る再処理等の経済的責任は新法人が担うことになるとの理解でよいか確認したい。 「原子力事業者に対して毎年度、発電量に応じて再処理等の実施に必要な費用を再処理等の実施に責任を負う主体(以下、「新法人」という。詳細は4.参照)に拠出することを義務付け、…」(6頁)とされており、拠出金は発電量、すなわち使用済燃料の発生量に応じて算定されることを想定しており、使用済燃料の再処理等の実施責任は拠出金の支払により原子力事業者から新法人に移転すると理解してよいか確認したい。 「拠出金の額は、新法人において事業全体に要する費用を精査した上で毎年度の発電量に応じて拠出すべき金額を決定し、各原子力事業者に通知・徴収することを原則とする。」(6頁)とされており、使用済燃料が発電量に応じて発生することを前提として、拠出時点でその発生量に応じて拠出金を算定することが想定されている。発電量に応じて拠出される拠出金が将来において必要と見込まれる再処理等費用の現在価値相当額となる必要があると考える。また、原子力事業者は発生者負担の原則に沿って再処理等費用を負担する責任があり、拠出金の支払により拠出金の算定に織り込まれた責任を果たしたと理解するが、それでよいか。 再処理等の実施責任はその発生者である原子力事業者にあるが、拠出金はその実施に関連して支払われるものであり、原子力事業者にとって対価性があるものと考えられる。原子力事業者は、再処理の実施に関する資金を拠出することで、拠出金の算定に織り込まれた再処理事業の実施に関する経済的責任が果たされ、拠出金の対価の給付を受けたことになり、この結果、発電に伴い発生した債務を支払い、その責任を果たしたとの理解でよいか確認したい。 | 原子力事業者が新法人に拠出金を納付した時点で、当該拠出金に係る原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、新法人が再処理等を実施することとなると考えております。また、拠出金と現行の積立金制度による積立金との関係は、現在提出を検討中の法律において、適切な措置を講ずることになると考えております。なお、拠出金の額の具体的な算定方法は、今後、新法人において検討がなされると想定しておりますが、一般論としては、拠出金額は、現行の積立金制度と同様に当該費用の現在価値相当額となるものと考えております。 |
| 16 | 「なお、将来的に何らかの事情によって事業全体に要する費用が変動した場合には、その費用の精査を行った上で原子力事業者間の公平性等にも留意しつつ、将来の拠出金額に適切に反映することで、…」(6頁)とされており、再処理等の総事業費の変動については、将来の拠出金に反映されることが示されているが、費用処理する拠出金は既に拠出した再処理等に関する拠出金には遡及しないということできいか確認したい。 | 将来的に何らかの事情によって事業全体に要する費用が変動した場合には、その費用の精査を行った上で原子力事業者間の公平性等にも留意しつつ、将来の拠出金額に適切に反映することとしておりますので、既に拠出した再処理等に関する拠出金に遡及することは想定していません。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|---|
| 17 | 「現行の積立金制度に基づいて積み立てられた資金については、制度移行に伴って、過去に発生した使用済燃料の再処理等に係る資金として一括して原子力事業者から新法人に対する拠出金として移管することとする。」(7頁)とされており、原子力事業者による既発生の使用済燃料に対応した経済的責任(再処理等費用の負担責任)は果たされ、移管により義務は解除したものと理解してよいか確認したい。 | 今後発生する使用済燃料に係る拠出金と同様に、現行の積立金制度に基づいて積み立てられた資金が新法人に拠出金として移管された時点で、既発生の使用済燃料に係る原子力事業者の費用負担の責任は果たされることになると考えております。ただし、移管に当たっては、一定期間での分割拠出等を認めることを想定しております。 |
| 18 | 現在、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき積み立てるべき金額は、経済産業省令(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則)に基づいて算定されている。原子力事業者が拠出金として拠出すべき金額の算定及びその決定プロセスについても、法令等で明確に定めることによりその合理性を制度的に確保する必要があると考える。 | 今般の措置に当たっては、現行の「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」等の改正が必要になると考えており、拠出金の算定及びそのプロセスについても、当該法令改正の中で、適当な措置を取ることとなると考えております。 |
| 19 | 拠出金の無返還性(意見)原子力事業者が新法人に対し拠出した資金については、原子力事業者に裁量の余地はなく、一部又はその全部の返還が予定されるものではないとの理解でよいか確認したい。 | 原子力事業者から納付された拠出金は、一部又はその全部が原子力事業者の意思が介在する形で返還されることはありません。 |
| 20 | 積立金対象外であった使用済燃料に係る資金の拠出について「分割拠出を認める等」(8頁)が想定されるが、その場合でも拠出額の適切性が確保されていることを示す必要があると考える。 | 御指摘の分割拠出の具体的な方法は、現在提出を検討中の法律において、適切な措置を講じることとなると考えております。 |
| 21 | <参考5>「資金の流れのイメージ」(6頁)において、各原子力事業者は拠出額に応じて費用処理することが示されているが、その会計処理の根拠を明確にする必要があると考える。関連事業の実施に要する費用を原子力事業者が拠出金として拠出することが想定されているが、関連事業を含めた会計処理は今後検討することになるという理解でよいか確認したい。原子力事業者は拠出金の拠出により発生した使用済燃料に関する再処理等の費用負担に係る義務を果たすことになり、一方、新法人は受け取った拠出金に係る使用済燃料の再処理等の責任を負うことになる。原子力事業者が貸借対照表に計上する使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金に係る会計処理は今後検討することになるという理解でよいか確認したい。 | 拠出金の性格については、現在提出を検討中の法律において、明らかにすることを想定しております。また、現在提出を検討中の法律に伴う会計上の扱いについては、新たな制度が措置された場合、電気事業会計規則において適切に整理することとなると考えております。 |
| 22 | 本件中間報告書書案p.7の「拠出金制度の対象となる資金の範囲」であるが、「現行の積立金制度の対象となっていない使用済燃料も含め、全ての使用済燃料を対象」の全ての使用済み燃料とはどのようなものを言うのか具体的に説明するよう求める。同じく、「再処理工場での工程と不可分な関連事業(MOX加工事業、廃棄物処分等)の実施に要する費用についても、制度の趣旨に鑑みて拠出金制度の対象」とあるが、なんでも拠出金の対象とする、すなわち電気料金等で回収するしくみをつくることは、現行の総括原価方式により経済合理性のない原子力発電を続けて過酷事故を起こした反省が見られず、本案p.5でいう「(3)事業運営の在り方に関する課題 再処理等の事業は、実態上、競争環境に置かれておらず、特殊な環境下で事業が実施されており、事業全体が効率的な運営がなされているか、課題に適切に対処しているかといった観点からのガバナンスが働きにくい。」との問題意識にも反することから認めることはできない。 | 御指摘の「全ての使用済燃料」とは、現行の積立金制度で対象とされていなかった、現時点で具体的な再処理の計画を有していない使用済燃料を含む、原発の運転に伴って発生した全ての使用済燃料を指します。関連事業については、新たな環境下においても使用済燃料の再処理等を滞りなく行うという今般の措置の趣旨に鑑み、再処理工場での工程と不可分な事業を対象とするとしており、むしろ、事業全体を効率的に運営し、課題に適切に対処する観点からも必要な措置であると考えております。 |
| 23 | 原子力発電事業によって生じる放射性廃棄物の適正な処理に係るコストは、一義的には当該事業者が負担すべき性質のものと考えられますが、本案「6.留意事項」の「およそ新法人や事業者が予見し難い事態によって追加的な費用が必要になるような場合には、その原因や費用の性質などに応じて、競争中立的な方法で当該費用を確保する方策を含め、必要に応じて適切な措置を検討していく必要があると考えられる」とは具体的にどのような事業を想定し記述されているのでしょうか。 | 何らかの要因で著しい事業環境の変化が生じた場合を想定しておりますが、現時点で、何らか具体的な事態を想定しているわけではございません。 |
| 24 | 積立金方式から拠出金方式へ変更し、現行の積立金制度の対象となっていない核燃料サイクル事業全体まで拡張し、新法人が供出させる金額を決定するという案であるが、拠出金の規模が示されていないのは問題である。概算でも示すべきである。 | 拠出金の額は、長期的にみた再処理等の事業に要する費用や再処理量の見通し等を総合的に勘案して算出することを想定しており、新法人の外部有識者を構成員とする運営委員会等において適切に検討を行うこととなります。 |
| 25 | 今回の中間報告書案のとおり、MOX燃料工場の費用などもバックエンドにいられて、使用済み核燃料を燃やした時に、できあがったMOX燃料の価格はどう算定されるのだろうか。青森県の大間で建設中のフルMOXの原発は、原子力事業者ではない電源開発が運転することになっている。電源開発はプルトニウムを所有していないので、各原子力事業者が譲渡すること、またつくった電気は各原子力事業者が購入することになっている。このときMOX燃料には価格がどう設定されるのか、電気の売買の方も適正な価格で売買がなされるのか、疑問である。こういう検討が公開の場で、有識者たちの中でなされないまま、今回の制度を決めてしまうのはやめるべきである。現実動き出せば、当事者が自分たちの都合のいいように決めてしまう可能性が高い。結局つければ消費者、国民に回るのではないのか。 | MOX燃料の製造に係る費用(MOX加工事業に要する費用)については、今後、新法人において精査を行い、それを踏まえた拠出金額が算定されることとなります。プルトニウムの譲渡や電気を購入する際の価格は、取引を行う事業者間で決定されることとなります。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-------------------|--|---|
| 26 | <p>拠出金制度の目的は、再処理事業だけではなく2020年に廃止される「総括原価方式」に代わり、原子力事業における不良債権(再処理、損害賠償、廃炉処理等)の回収を消費者からすることです。総括原価方式では、再処理費用は再処理積立金、損害賠償費用は損害賠償負担金、廃炉等費用は減価償却で経費処理し発電コストとして電気料金に算入、消費者から回収しています。拠出金制度では、具体的にどの様に回収するのでしょうか。</p> | <p>本中間報告案においては、原子力事業者が「使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って、使用済燃料の再処理等が適切かつ効率的に実施されるよう、引き続き責任を果たすことを大前提として、再処理等に必要となる費用を拠出金として負担」することを明示しております。</p> <p>なお、原子力事業者が負担する拠出金は、原子力事業者の小売料金の中で、発電費の一部として回収されることを想定しております。</p> |
| 27 | <p>「原子力事業間の公平性等にも留意」とあるが、ある事業者が原子力発電を実施したことによって生じた使用済燃料の再処理等に関しては、その事業者が責任をもって資金負担すべきと考えます。</p> <p>例えば、ある事業者が早期に退出した場合に、残りの事業者の負担は増える(退出した事業者分の資金負担を求められる)ようなことが無いような設計とすべき。</p> | <p>御指摘を踏まえた制度設計となるよう検討いたします。</p> |
| 28 | <p>原発の再稼働が認められれば、電力会社はいや応なしに拠出金を払い続けなければならない。他方、六ヶ所再処理工場は停止中である。拠出金は本格操業までの維持管理費に費やされてしまい、そうすると肝心の本格操業時に資金不足という事態は必至であり、更なる国民負担が生じることも予想される。</p> <p>また、六ヶ所再処理工場が何らかの事情で稼働できなくなり、第2再処理工場も建設されない場合、拠出金はどうなるのか。結局は無駄な負担を国民に強いることになるのである。</p> | <p>拠出金については、将来的に何らかの事情によって事業全体に要する費用が変動した場合には、その費用の精査を行った上で原子力事業者間の公平性等にも留意しつつ、将来の拠出金額に適切に反映することとしており、資金が枯渇することのないよう、適切に設定されることを考えております。</p> <p>なお、六ヶ所工場等が何らかの事情で稼働できないケースは現時点で想定しておりませんが、仮に現時点で想定していない事態が生じた場合には、制度の見直しを含め、適切な措置を検討することとなると考えております。</p> |
| 29 | <p>「新法人や事業者が予見し難い事態によって追加的な費用が必要になるような場合には、その原因や費用の性質等に応じて、競争中立的な方法で当該費用を確保する方策を含め、必要に応じて適切な措置を検討していく必要がある」と考えられる。」と記述されているが、原子力発電に伴い発生した使用済み核燃料の再処理をはじめとした諸費用については、原子力発電を行った事業者が将来にわたりその発電容量に応じて負担すべきであり、その責任の所在を明確にしたうえで関係事業者が合意形成することのできる制度を設計すべきである。</p> <p>電力自由化の中で、原子力発電による電力を選択しないという事業者や消費者に対して、間接的にであっても核燃料サイクルを推進するに当たり予見できない費用負担を求める可能性を残すようなことは認められない。</p> | <p>本中間報告案において、原子力事業者が「使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って、使用済燃料の再処理等が適切かつ効率的に実施されるよう、引き続き責任を果たすことを大前提として、再処理等に必要となる費用を拠出金として負担」することを明示しております。</p> |
| 30 | <p>今回の「拠出金制度」は、必要のない再処理どころか、再処理「積立金制度」に含まれていなかった核燃料サイクル、放射性廃棄物の貯蔵管理、処分費用まで拡大し、さらに廃炉、損害賠償にも言及している。制度変更の大前提として、消費者が支払う月々の電気料金が、どのようなもので構成されているのか知ること、政策への理解も深まると思うので、その明細を表記することが必要。</p> | <p>御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般的な拠出金制度には、原発の廃炉や損害賠償に係る費用は含まれておりません。</p> |
| 31 | <p>核燃料サイクルを撤回できない理由として、電力各社が会計上は資産としてきた使用済核燃料の価値がゼロとなり、財務状況が一気に悪化し、電力会社の経営問題になるためとの説明もあるが、これは馬鹿げている。国策として進めてきた原発平和利用政策の転換によって会計上の特別立法で対応をすればいいだけ。戦後だけでもなんとなく繰り返されてきた大規模倒産の救済立法を考えれば、なんら問題にならない。ましてや、実質的に無価値どころか未来への害でしかないものを資産として計上させている現在の会計の方がむしろ不適切であり、会計の適正化を促進すべきであるのだから。</p> | <p>本WGでの議論は、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずることを目的としております。</p> <p>なお、御指摘の事業者の財務会計上の課題は、事実誤認であると認識しております。</p> |
| 2. 新法人について | | |
| 32 | <p>今回のスキームでは新たな認可法人が再処理事業の形式的な実施主体になるだけであり、具体的な再処理業務を委託されるであろう原燃は自己の事業としてではなく委託業務としてなら主体的なインセンティブが働かないまま再処理事業を実施することになる。これでは責任ある業務執行体制とはいえない。</p> | <p>競争環境に置かれているわけではない再処理等の事業全体が適切かつ効率的に運営されかつ、長期にわたる事業の技術的課題等に適切に対処しているか等を、透明性を向上させつつ、客観的に継続してチェックすることは重要な観点です。このため、新法人に、再処理を含む原子力事業や関連する技術、経営・金融、プロジェクト・マネージメントの専門家等の外部有識者を構成員とする運営委員会を意思決定機関として設置し、拠出金額の決定や実施計画等の重要な事項の意思決定、実際の事業実施を委託する際の管理・監督等に関与する仕組みとすることとしております。</p> <p>新法人が第三者的な立場から日本原燃と対峙し、適切なガバナンスを働かせることで、より適切な運営が可能となると考えております。</p> |
| 33 | <p>ここでは日本原燃が高く評価されているが、建設から20年を経てもなお操業できない技術力をどう評価したいというのであろうか。しかも、「新法人が再処理等の実施」をすることも可能というのだが、これも砂上の楼閣的な話である。新法人を解散できないようにしても、日本原燃は民間事業者であり、再処理が不調となれば、解散せざるを得なくなる。そうだったら、新法人がどのように再処理等を実施するのだろうか。</p> | <p>新法人が自ら再処理工場の建設・運用することは否定されておらず、仮に御指摘のような事態が生じた場合には、新法人が自ら事業を実施することになると考えております。</p> <p>なお、日本原燃は2013年5月に、事業者が行う実際の使用済燃料を用いた試験を全て終了しており、技術的な課題は克服しているものと承知しております。</p> |
| 34 | <p>認可法人にとってもそもそも認可法人には再処理事業についてのノウハウなどないに等しく、外部専門家の意見などといっても所詮は学者のレベルであり、経営や政策に関わる重要な事業計画の意思決定など出来るわけがない。</p> | <p>新法人に、再処理を含む原子力事業や関連する技術、経営・金融、プロジェクト・マネージメントの専門家等の外部有識者を構成員とする運営委員会を意思決定機関として設置し、拠出金額の決定や実施計画等の重要な事項の意思決定、実際の事業実施を委託する際の管理・監督等に関与する仕組みとすることとしており、その能力を付与することは十分に可能と考えております。加えて、新法人による拠出金額や実施計画等の重要な事項の決定、役員や外部有識者の人事等については、国が承認・認可等を行うこととし、ダブルチェックが働く体制といたします。</p> |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|--|
| 35 | 日本原燃は核燃サイクル事業者として、これまで青森県知事、六ヶ所村長とは安全協定を締結し、隣接市町村長とは隣接協定を締結してきた。新法人が再処理の実施者となれば、日本原燃との協定を破棄して、新法人との協定を締結すべきである。 | 国及び事業者は、これまで約30年にわたり、青森県・六ヶ所村等関係自治体の理解と協力の下、青森県内に核燃料サイクル関連施設の建設を進めてきました。使用済燃料の再処理等を推進するに当たっては、こうした立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であり、引き続き今後も立地自治体等関係者との信頼関係の下、連携して進めていくことが重要であると考えております。その上で、立地自治体等関係者と新法人との具体的な連携の方策等については、基本的に、当事者間で検討がなされていくものと考えております。 |
| 36 | 今回の拠出金制度の説明でも、結局のところ国民負担がどのように変わるのかが、皆目わからないようにされている。これでは、国民の理解は得られない。 | 拠出金制度の対象とした費用は、全て現行制度下においても電気料金の原価に算入し得る費用であり、制度改正の前後で、全体としての負担が変わるものではないと考えております。 |
| 37 | やがて総括原価方式を放棄せざるを得ない事態への対処策としてのこの構図であるが無責任サイクルの固定化である。またこの中で生まれる新法人も所詮は日本原燃に多くを委託するものであろうしその効果に疑問は多い。新法人が新たな利権天下り先として存在する事にもなるであろうしその監査、監督の不透明さが増す恐れも大きい。 | 今般の措置は、核燃料サイクルの位置付けを何らかに変更するものではなく、固定化するものでもないと考えております。また、国家公務員の再就職については、国家公務員法上、いわゆる「天下りあっせん」は禁止されており、これに反した再就職が行われることはございません。 |
| 38 | 今般のWGでは新法人が管轄する範囲を全く取り上げていないが、再処理を法的に義務付けるなら、その範囲を示すべきではないか。全量再処理を法的に義務付ける国の方針は、再処理に係る一連の方策も対象となるのか。例えば再処理までの敷地外中間貯蔵、再処理後のMOX加工(工場)、高レベル廃棄物とTRU廃棄物の管理・処分、高レベルとTRU以外の廃棄物の管理・処分、劣化ウラン(回収U)の貯蔵と再濃縮(工場)、使用済みMOX燃料の管理と再処理(工場)、これらは全て再処理に係る部分である。その覚悟(国民の理解)はできているのか。第二再処理工場と集中中間貯蔵施設は国が設置して新法人の管轄となるのか。 | 新法人の業務の範囲は、再処理事業とMOX加工事業及びこれらに関連する事業に限定することを想定しており、濃縮や中間貯蔵等に関する業務を新法人が行うことは想定しておりません。新法人の具体的な業務の範囲は、現在提出を検討中の法律において、明確にすることを想定しております。 |
| 39 | 新たな制度のスキームを読み解くと、使用済み燃料の所有・管理責任が曖昧である。使用済み核燃料は原子力事業者が所有し管理に責任を持つことを明確にすべきである。この新制度が将来的に、原子力事業者を使用済み燃料の管理・処分の責任から逃れさせる布石にならないか懸念される。 | 使用済燃料は原子力事業者に帰属し、その処分責任も原子力事業者も負うものあり、今般の措置は、こうした前提を何らかに変更するものではありません。 |
| 40 | 日本は自由主義・資本主義経済社会である事、および、遅ればせながらようやく電力の小売りが自由化される事を踏まえ、今回の様な「使用済燃料の再処理」のみならず、一切の放射性廃棄物に対して、発電業者に全責任を委ねるべきである。国や公的機関は、一般社会環境に放出が許される放射性物質の上限を規定するだけで良い。原子力発電を行なう電力会社は、その自己責任に於いて放射性廃棄物の処理方法を開発し、処理を実行する。その為に必要な費用は電気料金に載せて消費者から徴収する。その活動と料金が消費者から受け入れられればその会社は原子力発電業務を継続出来るし、受け入れられなければその会社は倒産廃業するだけの事である。使用済燃料の処理に対して、間違っても国民の税金を投入する事の無き様、これまで原子力発電を行なって来た電力会社が各々の自己責任にて処理方法を開発する様、徹底させて頂きたい。 | 原発の運転に伴って生じる使用済燃料や廃棄物の処分責任は、発生者である原子力事業者が負うものです。一方で、今般の措置は、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えることを目的としており、この目的を達するため、国も一定の関与をすることとしております。 |
| 41 | 責任をもって実施するための新法人＝公的事業体を設立すべきです。特殊法人が適当です。 | 再処理等の事業はこれまで民間主体で事業が実施されてきた経緯があり、関連する技術や人材が民間に集積していることなどから、引き続き、民間を主体として事業を行うことが適切と考えております。一方、使用済燃料の再処理等を滞りなく実施し、その責任を確実に全うさせるため、新法人は、独自の判断によって解散ができない法人であることに加え、資金を確実に確保するために必要な措置を講じることが必要と考えております。こうしたことを踏まえ、新法人は、民間主導で設立される一方で、国が必要な関与を行うことができる(解散を制限することができる)「認可法人」として設立することが適当と考えております。 |
| 42 | 事業体の適切な運営を確保するため、監視委員会(例えば国会内に)を設置することなどを検討すべきです。監視委員会には、外部有識者のほか、公募による一般市民を加えることも考慮すべきです。 | 新法人に、再処理を含む原子力事業や関連する技術、経営・金融、プロジェクト・マネージメントの専門家等の外部有識者を構成員とする運営委員会を意思決定機関として設置し、拠出金額の決定や実施計画等の重要な事項の意思決定、実際の事業実施を委託する際の管理・監督等に関与する仕組みとすることとしており、その能力を付与することは十分に可能と考えております。加えて、新法人による拠出金額や実施計画等の重要事項の決定、役員や外部有識者の人事等については、国が承認・認可等を行うこととし、ダブルチェックが働く体制といたします。 |
| 43 | 新たな認可法人を設立して政策責任を曖昧にしてしまうのではなく、原子力・核燃料サイクル政策を推進した国が、その政策の始末として使用済み燃料の保管と最終処分の責任を取ってください。 | 原発の運転に伴って生じる使用済燃料や廃棄物の処分責任は、発生者である原子力事業者が負うものです。一方で、今般の措置は、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えることを目的としており、国も一定の関与をすることとしております。 |
| 44 | 新法人に再処理等費用を拠出するのは「原子力事業者」とされている。しかし、再処理に責任を負うのは新法人となる。原子力事業者と新法人の関係はきわめて曖昧だ。それを明確にすべきだ。 | 原子力事業者は、使用済燃料を発生させた主体として、発生者負担の原則に沿って、使用済燃料の再処理等が適切かつ効率的に実施されるよう、引き続き責任を果たすことを大前提として、再処理等に必要となる費用を拠出金として負担し、機微な扱いを要する物質等を適正に管理する責任を負います。また、既に蓄積された技術・人材を散逸させず最大限に活用する観点から現業を担う日本原燃の経営に関与するとともに、技術・人材等の面で必要な支援・協力を行うことで、その事業運営にこれまでも増してコミットし、加えて、新法人に対しても必要な支援・協力を行うことが求められます。一方で、新法人は、原子力事業者から受け取った拠出金に係る使用済燃料の再処理等の適切かつ効率的な実施に一義的な責任を負うことに加え、関係する事業全体を勘案した実施計画の策定等を通して、総合的なマネージメントを行うこととなります。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---------------|--|---|
| 45 | 再処理積立金制度の議論のとき、再処理工場の廃止費用など未算定だった費用について、過去分の費用を託送料金での請求することを認めた。その際、今後はこういう費用を託送料金に乗せないことを約束した。 また、再処理工場全体の費用について、今後日本原燃の過失により追加費用が発生した場合には、再処理積立金には上乗せしないことを約束している。この二つの約束については、当然今後拠出金制度になっても守られていくものと思うが、ここで改めて確認してほしい。 | 本WGIにおいて、御指摘の託送料金による費用の回収について何らかの決定を行った事実はございません。 |
| 46 | 中間報告案では国がバックアップすることを想定しているが それは無責任な体制を産む。すでに同様の体制で運営されているNUMOがその典型である。すでに原子力事業者には 国による研究開発、交付金、会計制度、原賠法など国からの多大なバックアップをおこなっている。これ以上の支援は不要である。 | 新法人による拠出金額や実施計画等の重要事項の決定、役員や外部有識者の人事等については、国が承認・認可等を行うこととし、ダブルチェックが働く体制とすることとしております。したがって、今般の措置により原子力事業者に対し、何らかの支援を行うものではないと考えております。 |
| 47 | 使用済燃料の再処理等は核燃サイクル事業の一環として成すものであり、当該サイクル事業は極めて広範にわたる全体計画と整合を図って管理運営されなければならないものと認識している。 したがって、サイクル事業の包括性、一貫性には寸分の欠落や分断があってはならず、各事業者の現実感を伴った責任意識が業務の安全遂行、事故の未然防止につながって来たと受け止めている。 そのように30年に渡って立地地域内の信任を得ながら約束を履行して来た体制に新法人が加わった場合（一・その必要性は十分理解するが・・・）、果たしてこれまで以上の信頼を置けるものになるのか大変気掛かりである。 一般に、責任が増える個々の責任感が希薄化して責任転嫁や責任逃れの元になることが常で、新法人の関わりがそのようにならないよう万全を期さなければならぬ。つまり、責任範囲を明確にするとともに責任の順位付けをして重層化を図り、最終的には国が担保しなければならぬ。 そのうえで、1985年4月に六ヶ所村が電気事業連合会を立会人として締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定」は、国および新法人を加えての締結のし直しが必要である。 | ご指摘のとおり、使用済燃料の再処理等を始めとする核燃料サイクル事業が抱える課題には、中長期的な対応が必要となります。したがって、今般設置する新法人においては、再処理等の実施に關しての計画の策定等を行うこととし、適切かつ効率的な事業実施の実現に努めることとなります。また、国及び事業者は、これまで約30年にわたり、青森県・六ヶ所村等関係自治体の理解と協力の下、青森県内に核燃料サイクル関連施設の建設を進めてきました。使用済燃料の再処理等を推進するに当たっては、こうした立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であり、引き続き今後も立地自治体等関係者との信頼関係の下、連携して進めていくことが重要であると考えております。その上で、立地自治体等関係者と新法人との具体的な連携の方策等については、基本的に、当事者間で検討がなされていくものと考えております。 |
| 48 | 再処理等に必要な資金は今回の制度措置により確保されるが、使用済燃料の確実な管理と民間業者による予見性確保の観点から、使用済燃料が発生した後に発生させた事業者が破綻等した場合には、当該使用済燃料の管理責任を、国若しくは新法人が担うことも将来的には考えるべき。 | 現行制度においては、万一、原子力事業者が破綻した場合には、破産管財人が使用済燃料の管理責任等を承継することが予定されております。ただし、今般の措置により、使用済燃料の再処理等に必要費用は確実に確保されることから、御指摘のような事態にも対応しうる仕組みになると考えております。 |
| 49 | 今回の制度措置は、電力システム改革による競争の進展や原発依存度の低減といった事業環境の変化があっても使用済燃料の再処理等を滞らせることはできない、との課題認識のものと検討された措置と考えている。 そういう点では、今般の措置措置の後でも、加工されたMOX 燃料の利用が進まない等により再処理が滞るような事態が予見された場合は、改めて望ましい措置について検討すべきと考える。加えて、その際には、より国が前面に出るような制度措置についても検討してもらいたい。 | 使用済燃料の再処理等は、事業期間が長期にわたり、巨額な資金を要する特性を持つプロジェクトであり、電力自由化が進展した事業環境の下、将来的に、著しい事業環境の変化など現時点では想定されていない事態が生じる可能性も否定できません。今般の措置に關しても、その妥当性を不断に検証し、必要に応じて一定の追加的な措置を講ずることも含め検討する必要があると考えております。 |
| 50 | 意思決定機関である「外部有識者」と「新法人役員」は重責を担っていただきたい。 拠出金額の不足など問題発生時には拠出金額を決定した「外部有識者」と「新法人役員」は任期終了して責任無しとなります。これは責任を後世の人物へ投げかけているだけです。無限責任として「外部有識者」と「新法人役員」の関係者に相続させても責任を取らせるくらいの重責を規定するくらいしてください。 | 新法人の意思決定に当たっては、再処理を含む原子力事業や関連する技術、経営・金融、プロジェクト・マネージメントの専門家等の外部有識者を構成員とする運営委員会を意思決定機関として設置し、将来的に必要な資金が適切に確保されているかについても勸業した上で、拠出金額の決定や実施計画等の重要な事項の意思決定、実際の事業実施を委託する際の管理・監督等に關する仕組みとすることとしております。 |
| 3. その他 | | |
| 51 | 核燃料サイクルの推進は、かけ声倒れに終わっている。原子力技術の推進を言いながら、出来もしないものに多額のお金をかけているが、出来ないことの責任を誰も取らない。基本的方針の推進を改めるべきではないのか。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としております。 なお、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 52 | 既に約48トンのプルトニウムを保有しながら、電気事業連合会が国民に対して利用目的を示せないのに、国がその是正を認めないのは間違い。電気事業連合会は、六ヶ所再処理工場の操業に合わせてプルトニウム利用計画を公表するとしているが、不良施工とトラブル続きの六ヶ所再処理工場の操業が不可能なら利用計画が示せないことになる。それが、国際的理解を得られるはずがなく、利用目的を即刻明らかにすべきである。 | 原子力事業者は、MOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物)を軽水炉で利用する「プルサーマル」の実施を計画しております。こうしたプルサーマルの運転実績はこれまで4基あります。その上で、平成22年9月時点の計画では、2015年度までに16～18基での実施を目指してまいりました。昨年11月、原発の審査状況や六ヶ所再処理工場の操業開始時期等を踏まえ、「2015年度」という時期については検討する必要があるとしております。今後、原子力事業者は、原子力発電所の再稼働時期や、六ヶ所再処理工場の操業開始時期の見直し等を踏まえて、六ヶ所再処理工場が実際に竣工し、同工場でプルトニウムの回収が開始されるまでに、新たなプルトニウム利用計画を策定・公表することとしております。その内容や妥当性について、原子力委員会が確認することで、利用目的のないプルトニウムを持たずに、プルトニウムの適切な管理と利用を行っていく取組を堅持していきます。なお、六ヶ所再処理工場については、日本原燃が、2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、現在、原子力規制委員会による審査中です。日本原燃は2018年度上期の竣工を予定しております。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---|--|
| 53 | 国が掲げる核燃料サイクルの推進を旗印に、電力会社が使用済み核燃料の再処理を進めてきたが、海外再処理はほとんど終えたが、国内再処理は難航している。それを後押ししたのは、国であるのに、その責任をすべて原子力事業者に押し付けるのはいかがなものか。国が再処理路線を進めてきた責任を明確にした上で、出来もしない事業を進めてきたことを国民に謝罪すべきである。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としてあります。なお、六ヶ所再処理工場については、日本原燃が、2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、現在、原子力規制委員会による審査中です。日本原燃は2018年度上期の竣工を予定しております。なお、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 54 | 「エネルギー基本計画」が現実には即していないことは、旧来の核燃料サイクルを基本方針としていることから明らかである。それを見直す必要があるのに、それができないのであれば、「エネルギー基本計画」を見直す必要がある。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としてあります。 |
| 55 | 原発が1基も稼働しなくても、厳冬期に停電がなかった日本では、あえて原発を運転する必要がないので、原発依存を根底から見直すべきである。 | 原子力発電所の再稼働は、電気料金の抑制につながります。例えば、関西電力の高浜3、4号機においては『再稼働すれば料金を下げる』ことが電気料金値上げ認可条件になっております。また、需給の安定に関しても、現在は、定期検査の繰り延べや震災前は長期間停止していた火力のフル稼働などにより、何とか最低限必要な供給力を確保している状況です。原発の再稼働による供給力の積み増しは、火力等の方のトラブルへの対応力が増し、需給の安定に与える効果は大きいものがあります。こうした点を踏まえ、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」こととしております。 |
| 56 | 六ヶ所再処理工場の売上は、ここ10年ほどの間、毎年約2700億円程度となっている。このお金を出している国民には支出を求めている事実を知らせず、あなたも原子力事業者が共同で支え合う構造を言うのは間違い。既にこの間、再処理料金前受金の原資を供出している国民から、意見を聞くのが先であるべきだ。 | 原子力政策の検討に当たっては、国民の皆様のご理解を得られるよう丁寧に取り組むことが大切と考えております。したがって、今般、審議会（総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ）において御議論いただいた上で、その中間報告案を、任意のパブリックコメントとして実施させていただき、国民の皆様から御意見をいただくこととしております。 |
| 57 | (原子力小委員会の)「中間整理」は、各参加委員の合意があったとは思えない。事務局が誤導した結果であり、破棄すべきである。 | 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の「中間整理」は、平成26年6月以来11回にわたって開催された同小委員会における議論を中間的に整理したものです。同小委員会においても小委員長から言及があったとおり、整理の結果としては適切であると考えております。 |
| 58 | 東海再処理工場は停止となり六ヶ所再処理工場が操業していない現在では、日本は再処理工場の運転ができない状況にある。将来、再処理工場が操業することを前提にお金の集め方を議論しているが、操業できない現状の責任は誰が負うのか、本当に再処理可能な技術力を持っているのかを明らかにすべきではないのか。六ヶ所再処理工場が、電力会社の出向社員の指導・監督のもとで作られたのだが、これが再処理工場の技術的完成度を低くしている。電力会社からの出向社員は、破格の厚遇を受けて、指導員・監督を務めたが、ほとんど現場に出向かず、現場任せであったことは、既に過去のトラブルの原因究明でも明らかとなっている。現場を司る彼らは、3年から4年で元職に復帰して、再処理工場の技術は伝承されることがなかった。技術の確立がないのだから、再処理は止めるべきだ。 | 日本原燃は2006年3月より実際の使用済燃料を用いた試験を開始しており、高レベル放射性廃液をガラス固化する工程の確立に時間を要していましたが、2013年5月に事業者が行う全ての試験を終了しております。御指摘の通り、六ヶ所再処理工場の建設当初は電力やJAEAからの出向者が大半を占めておりましたが、2015年には管理職に占めるプロパー社員は70%を超えております。特に、再処理事業部のプロパー管理職は9割が試運転を経験しており、その技術は日本原燃にしっかりと蓄積されてきていると認識しており、再処理等の事業実施者としての能力を有していると考えます。なお、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 59 | 核燃料サイクルの推進から、核のゴミの後処理対策が抜け落ちている。例えば、ウラン濃縮工場から出る核のゴミの処分方法や処分地が未定であるし、再処理工場から出る核のゴミの多くも、未だ処分方法と処分地が定まらない。これを決めないまま、核燃料サイクルの推進を標榜するのは間違いである。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としてあります。なお、再処理の際に生じる高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立ち最終処分に向けた取組を着実に進めることとしております。また、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としております。 |
| 60 | 高速増殖炉の開発遅れを見越して、軽水炉でのMOX燃料の燃焼を目指してプルサーマル発電を進めることにしたが、その意見聴取会合において、電力会社の社員や原子力安全・保安院の職員らが、プルサーマル推進を働きかけていたことが明らかになっている。その反省がないまま、なぜかヤラセに終わった意見聴取会の結論が白紙に戻されないままあなたも同意がなされたかのようにされているのは間違いである。 | 原子力政策の検討に当たっては、国民の皆様のご理解を得られるよう丁寧に取り組むことが大切と考えております。引き続き、国民の皆様に対して丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、取り組んでまいります。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---|--|
| 61 | 六ヶ所再処理工場の新規基準に基づく審査が延び、平成30年の前期に竣工予定としたが、これすらも守れるかどうかかわからない。引用する言葉であっても、パブコメを行う段階では期間延長はわかっていたので、それを補足する必要がある。竣工期間は、再処理技術不十分を示していることを忘れて欲しい。 | 今回の竣工時期の変更は、トラブルによるものではなく、新規基準への対応など、一層の安全性向上の観点から行われたものと認識しております。また、日本原燃は2013年5月に、事業者が行う実際の使用済燃料を用いた試験を全て終了しており、技術的な課題は克服しているものと承知しております。 |
| 62 | 六ヶ所村のMOX燃料加工工場は、六ヶ所再処理工場のMOX燃料を加工する工場であるが、六ヶ所再処理工場の安全運転が予測できないので、建設すべきではない。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としております。また、同計画において、「核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルスーマル等を推進することとしております。プルスーマルに使用するMOX燃料を加工するため、MOX燃料加工工場は必要であると考えております。 |
| 63 | むつ中間貯蔵施設の事業主体は、東京電力と日本原子力発電であるが、両社とも原発の運転継続が難しく、財政的に行き詰まっている。そのような会社が、50年間という貯蔵事業継続が可能であるとは思えない。将来的な展望もなしに、既定路線の押し付けは、やめるべきである。 | 最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。これを踏まえ、2015年10月の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定しました。本プランに基づき、政府がこれまで以上に積極的に関与しつつ、事業者の一層の取組を促すなど、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に取り組めます。 |
| 64 | 高速炉による研究開発には、これまで大きな成果が見られなかった。その反省に立って、高速炉での放射性廃棄物の有害度低減等を指すとしている。ところが、一旦高速増殖炉の研究開発を諦めた米国や仏国等との国際協力を進めるとするのは、時代に逆行する流れである。高速炉等の研究開発をやめて、環境にやさしいエネルギー開発に予算を当てるべきである。 | 高速炉の研究開発については、エネルギー基本計画に基づき、米国や仏国等と国際協力を進めつつ取り組む方針です。この方針の下、現在、仏国のASTRID計画への参画等の国際協力を進めながら、様々なプロジェクトに取り組むことを通じて、高速炉の研究開発を進めているところです。 |
| 65 | 原子力事業は斜陽産業であり、「原子力事業者は、高いレベルの原子力技術・人材を維持している」という記述は間違いである。特に、東京電力は中堅社員の多くがやめており、福島原発の復旧に当たっている作業員の多くが、被爆量によって就労期間を制限された一時雇用の作業員である。彼らは、被爆量を超えれば、再度就労する機会を失う。 | 御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。 |
| 66 | 原子力規制委員会で進めている、新規基準の適合性審査において、再処理事業を担う日本原燃は、新規基準に見合う対応が取れないでいる。このような事業者に対しては、新規基準に適合できないとみなすべきではないのか。 | 新規基準への適合性については、原子力規制委員会が判断する事項であり、当省としての回答は差し控させていただきます。 |
| 67 | 福島原発以降、電力会社が火力発電に大きく依存していた時期に、地球温暖化論はほとんど姿を消していた。火力発電で電気を作りながら、地球温暖化対策を求めるとは、矛盾しており、自ら咎めたのだから。ところが、原子力発電所を動かす状況を見据えて、またしても「地球温暖化対策に原発を」のキャンペーンを持ち出してきた。だが、まだ原発の再稼働は少なく、当分は火力発電の運転をしなければ、日本中が停電してしまうのではないだろうか。原発は発電の過程で、3分の1を発電に、3分の2を海を温めているのだが、それを 知りつつ、温暖化対策に原発推進を打ち出すのは間違いである。 | 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第12 回会合（2015年6月26日）においてお示ししたとおり、原料の採掘から発電設備等の建設・燃料輸送等のために消費される全てのエネルギーを対象に算定した電源別ライフサイクルCO2排出量は、石炭火力943g-CO2/kWh、LNG火力474g-CO2/kWh、石油火力738g-CO2/kWhに対し、風力は25g-CO2/kWh、太陽光は38g-CO2/kWhであり、原子力は、燃料加工、放射性廃棄物の処分、発電所等の施設解体時に発生する間接排出量まで含めて20g-CO2/kWhとなっております。2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、原子力について、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もない」としております。なお、原子力発電所の建設の際には、環境影響評価法に基づいて、事業者が環境影響評価を行っており、その中で温排水の影響についても評価されることになっております。また、原子力発電については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会によって、世界最高水準の新規基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原発の再稼働を進めることとしております。 |
| 68 | 青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設は、ここに書かれている核燃料サイクル事業と必ずしもマッチしていないようだ。再処理工場とMOX加工工場、むつ中間貯蔵施設等を見ているように見受けられる。そうすると、ウラン濃縮工場と低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設は、資金拠出のあり方を見直す必要がないと受け取れるが、経営が厳しいのが実態ではないのか。事業者日本原燃の売上の9割を操業しない再処理工場が支え、残り1割を3事業が細々と支えている。こんな経営がいつまでも続くはずがない。即刻、核燃料サイクル事業を見直すべきだ。 | 本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずることを目的としております。その上で、新法人の業務の範囲は、再処理事業とMOX加工事業及びこれらに関連する事業に限定することを想定しており、ウラン濃縮や中間貯蔵等に関する業務を新法人が行うことは想定しておりません。再処理等の事業に要する費用については、今後、新法人において精査が行われることとなります。 |
| 69 | 「軽水炉再処理により、核のゴミの低減可能とか、潜在的有害度を低減できる」等の、原子力事業者には都合の良いことが書かれている。だが、軽水炉再処理によって、高レベル放射性廃棄物以外の核のゴミが行き場もなく貯蔵されるだけになるのは明らかだ。その量は、使用済み燃料を直接処分するのに比べれば、遥かに多くなる。それは、日本原燃が発表した、再処理後の放射性物質の発生量に明らかである。それなのに、核のゴミが減るのかのごとく記述しているが、そのようなデマ宣言は、改めるべきである。 | 高レベル放射性廃棄物の減容化や有害度低減につながることは意義が高いと考えており、平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としております。 |
| 70 | 東海再処理工場が停止し、日本には民間再処理工場があるだけになった。だが、再処理工場の技術は、元はフランスの技術であり、関連する企業のブラックボックスで支えられているものが多く、日本原燃でさえ全てを把握しているわけではない。それ故、車の運転手が、車の整備士ほど車に精通していないように、日本原燃と関連企業も同等の関係にある。しかも、再処理費用は海外再処理に比べて高額であり、日本原燃と関連企業を潤すだけであり、これを大幅に見直す必要がある。 | 六ヶ所再処理工場の建設当初は電力やJAEA、フランス等からの出向者が大半を占めていましたが、2015年には管理職に占めるプロパー社員は70%を超えています。特に、再処理事業部のプロパー管理職は9割が試運転を経験しており、その技術は日本原燃にしっかりと蓄積されていると認識しております。なお、再処理等の事業に要する費用については、今後、新法人において精査が行われることとなります。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---|--|
| 71 | 使用済み燃料の全量再処理路線は時代錯誤であり、直接処分についても検討すべき時代を迎えている。全量再処理に比べて、直接処分の方が費用の低減にもつながることは既に明らかとなっている。何故、いつまでも全量再処理にこだわるのか。直接処分の検討を進めれば、国民の費用負担も抑えられるではないか。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としてあります。こうした核燃料サイクルのコストは、使用済燃料を直接処分する場合のコストと比べて高くなるのが考えられますが、核燃料サイクルは、単純なコスト比較のみでなく、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点を踏まえて進めていくべきものと考えております。 |
| 72 | 使用済み燃料の処理、核燃サイクルについて、国民全体の合意を得ることが必須です。全国民が参加できる議論の場を作ってください。 | 原子力政策の検討に当たっては、国も前面に立つて政府の方針を説明するなど、国民の皆様のご理解を得られるよう丁寧に取り組むことが大切と考えております。これまで、全国各地での説明会やフォーラムの開催、パンフレットの配布など、様々な方法により、できがきり丁寧に広聴・広報活動を実施してきたところです。例えば、核燃料サイクル政策の意義等について、電力消費地域の住民の皆様と原発立地地域の住民の皆様との相互理解を促進するため、理解促進フォーラムを実施してきたところです。引き続き、国民の皆様に対して丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、取り組んでまいります。 |
| 73 | 原子力発電に関わることは反対です。再生可能エネルギーの普及を促進する社会を望んでいます。 | 御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。 |
| 74 | 今般のWGの設置、検討は最初から再処理事業の国営化、固定化を目的としており、電力の自由化、電力の解体等一連の電力改革の趣旨を逸脱している。WGの委員には再処理や核燃料サイクルについての専門家は入っておらず、残念ながら誰一人、再処理の意味を理解している委員はいない。その上でエネ庁(経産省)は当然の事として再処理の堅持を前提としてWGに諮問している。電力の自由化、電力の解体はこれまで戦後一貫して地域独占を認めてきた9(10)電力体制の解体を目指すものであり、総括原価方式で守られてきた料金体系を経済原則に置き換えるものであったはずである。それにも拘わらず今般のWGでは再処理等を国の管理下に置く、という時代錯誤としか言いようのない措置である。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「-我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。」としてあります。本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としてあります。また、本ワーキンググループには、核燃料サイクルの専門的な知見を有する方にも委員として御参加いただいております。 |
| 75 | 使用済み核燃料の処理について、再処理は、コスト、安全性の面ともに多分に疑問がある。再処理を前提とするのではなく、「核燃料サイクル」方針の見直しの可能性を考慮した制度とするべきである。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「-我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。」としてあります。本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としてあります。 |
| 76 | 今回の指針案では、電力小売営業に関して、電源構成などの開示は「望ましい行為」と位置づけられるにとどまったなど、内容に不十分な点があります。まず、電源構成の開示・表示の義務化は必須だと考えます。また、CO2排出量に加え、放射性廃棄物排出量についても開示の義務化が必要です。(P.11)実際、EU指令やドイツエネルギー事業法でも、放射性廃棄物排出量も含めて開示義務とされています。次に、「ゼロエミッション電源」という表示は誤解を与えるため、消費者への説明として注意が必要です。(P.15)どうしても使う場合には、「発電時の」二酸化炭素排出はゼロであっても、環境汚染物質などの排出はゼロではないことを、わかりやすく説明すべきです。特に、原発については、放射性廃棄物の排出量についての表示もあわせて義務付けるべきだと考えます。さらに、電源構成や、CO2排出量、放射性廃棄物について、「開示」だけでなく、請求書など消費者の目に触れやすい形で表示・通知することの義務化に関する内容を指針に盛り込むべきです。 | 御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。 |
| 77 | P.2の6行目に「利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則を維持する」とあるが、現在プルトニウムを47トン保持しながら、その利用目的を示せないでいる。これは、先の原則に従うならば、国民に利用計画を示すべきであり、示せないのであれば、原則に従い、保持すべきではない。すなわち再処理をしてはならない。 | 原子力事業者は、MOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物)を軽水炉で利用する「プルサーマル」の実施を計画しております。こうしたプルサーマルの運転実績はこれまで4基あります。その上で、平成22年9月時点の計画では、2015年度までに16～18基での実施を目指していました。昨年11月、原発の審査状況や六ヶ所再処理工場の操業開始時期等を踏まえ、「2015年度」という時期については検討する必要があるとしております。今後、原子力事業者は、原子力発電所の再稼働時期や、六ヶ所再処理工場の操業開始時期の見直し等を踏まえて、六ヶ所再処理工場が実際に竣工し、同工場でプルトニウムの回収が開始されるまでに、新たなプルトニウム利用計画を策定・公表することとしてあります。その内容や妥当性について、原子力委員会が確認することで、利用目的のないプルトニウムを持たずに、プルトニウムの適切な管理と利用を行っていく取組を堅持していきます。なお、本ワーキンググループは、エネルギー基本計画においてお示した方針を前提に、電力システム改革の進展に伴い、競争が進展した新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置を講ずるための検討を目的としてあります。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---|---|
| 78 | 原子力発電は、そもそも必要ありません。福島を教訓として原発を止めるのが、将来の日本、人類の未来を考えれば当然です。何で原発の費用を新電力に負わすのか、全く反対です。 | 原子力発電については、2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられているとともに、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。(中略)原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」としております。 なお、本WGにおいて、御指摘の託送料金による費用の回収について何らかの決定を行った事実はございません。 |
| 79 | もんじゅについてはすでに税金の無駄であることが、明白です。これ以上に国民の税金を使い続けることには耐えられません。即刻廃炉をしてください。 | 本件に関しては文部科学省の所管であるため、当省からの回答は差し控えていただきます。 |
| 80 | 世界中で原子力発電所から出る使用済み核燃料の処理に行き詰まっています。オンカロも「100年間はいつでも取り出せる形で地下に置く」と言われています。放射能無害化技術の開発を当てにするものです。今世紀の技術取得は不可能と言われており、そのような期待に依拠するべきではありません。最も確実な方法、すなわち、目視による観察以外にはあり得ないと思っています。そのためにも、これ以上使用済み核燃料を増やすべきではありません。 | 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない最終的な処分を可能な限り目指す、その方法としては、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終的に処分する、いわゆる地層処分が現時点において最も有望である、という国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められております。 日本においても、1970年代からの長きに亘り、地層処分に関する研究を行い、国際的な評価も受けた結果として、「地層処分概念の成立に必要な条件をみたく地質環境がわが国にも広く存在(核燃料サイクル開発機構第2次レポート(1999年))」することが確認されました。また、2013年からは、地層処分の技術的信頼性について、最新の科学的知見を反映した再評価を実施し、「段階的なサイト調査を適切に行うことにより、(中略)おのおの好ましい地質環境とその地質環境の長期安定性を確保できる場所をわが国において選定できる見通しを得られたと判断できる(総合資源エネルギー調査会地層処分技術WG(2014年))」ことが確認されました。 今後、こうした評価を含め、地層処分についての技術的信頼性が国民に十分に理解されるよう、情報提供や意見交換を行ってまいります。 なお、フィンランドにおいても、地層処分に向けた取組が進められており、御指摘のような事実はございません。 |
| 81 | 核燃料サイクルに関しては、そもそもその是非を再度検討するべきであり、サイクル自体を引き続き実施することを前提とするべきではない。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としてあります。 |
| 82 | 「もんじゅ」は、原子力規制委員会により事業者が失格とされ、廃炉の可能性も出てきている。問題は単に事業者の資質に限らず、技術的な困難や構造的な欠陥も指摘されている。「もんじゅ」は既に、「高速増殖炉」であることをあきらめ、当初とはまったく目的が異なる研究のための実験炉の位置づけでしかない。核燃料サイクル政策の要となる高速増殖炉の見通しがなく、再処理を前提とした基本方針を維持する意味はない。第二再処理工場の目的が全くないことからいっても、全量再処理の方針はすでに破たんしているといってもよい。 | 今般の原子力規制委員会の指摘は、「もんじゅ」という個別のプロジェクトに関する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の管理体制に対するものであり、高速炉研究や核燃料サイクルの政策の在り方そのものは論点ではないと承知しております。また、「もんじゅ」において研究開発を行っている高速炉は、数十年先を見据えた研究開発を進めている段階にあります。したがって、軽水炉でMOX燃料を利用するプルサーマルを進めるといった段階とは異なるものと考えております。 |
| 83 | プルサーマルについては、コストの面でも、安全上の面でも、使用済み燃料の取扱いや処分についても問題があり、高速増殖炉の代わりとなるものではない。このような状況で再処理を継続すれば、プルトニウムをさらにため込むことになり、国際的な理解を得ることがますます困難になる。 | 我が国は、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を示しており、原子力事業者がプルトニウム利用計画を策定し、その妥当性を原子力委員会が確認することとしております。今後も、こうした方針の下、利用目的のないプルトニウムを持たずに、プルトニウムの適切な管理と利用を行っていく取組を堅持していきます。 |
| 84 | 六ヶ所再処理工場は、建設開始からすでに20年近く経過しており、すでに老朽施設となっている。しかも試運転により、既に施設は高いレベルの放射能で汚染されており、メンテナンスもままならない。また試運転の時は、高レベルガラス固化体の製造に失敗したが、この原因すら解明できていない状況にある。施設の直下では六ヶ所断層が見つかり、また施設近傍では100キロを超える長大な海底活断層が見つかった。耐震安全性に懸念がある。このような状況で、六ヶ所再処理工場の本格操業を実施するのは危険である。 | 再処理事業者は原子炉等規制法により、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう施設を維持することが求められており、適切な保守管理を行っているものと認識しております。また、ガラス固化技術については、日本原燃が主体となってメーカ、JAEA等を含めたオールジャパン体制を強化し、継続的な改善を実施し、技術的課題を乗り越えたものと承知しております。このように適切な保守管理、技術確立をした上で、現在、原子力規制委員会において地質・地盤についても厳正な審査が続けられており、日本原燃は安全がしっかりと確保されることを大前提に、適切な対応をとっていくものと期待しております。 |
| 85 | 再処理による回収ウランはごみである。有価物であるとするなら、利用実績を全量明記せよ。 | 使用済燃料の再処理から回収される回収ウランは、当該使用済燃料を発生させた電力会社の所有物です。回収ウランは、天然ウランよりも核分裂性のウランが含まれる量が多く、今後、再濃縮して燃料として使うことが想定されますが、その利用は各電力の経営判断に委ねられております。 |
| 86 | 使用済み燃料の再処理事業ははたして継続に値するのか、費用対効果を第三者による独立機関によって厳正に審査しなおしてほしい。数十年の歳月と十数兆円の巨額な費用を投じて、高速増殖炉の商用実用化は実績を上げていない。再処理事業に経済性はあるのか。回収ウラン核燃料は、ウラン新燃料と比較して安価でなければ投資の意味はない。費用対効果の低い事業に対して無駄な投資になるのではないのか。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としてあります。こうした核燃料サイクルのコストは、使用済燃料を直接処分する場合のコストと比べて高くなりことが考えられます。ただし、核燃料サイクルは、単純なコスト比較のみでなく、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点を踏まえて進めていくべきものと考えております。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|--|
| 87 | 電力自由化を迎え、原子力発電が他の電力と比べて競争できないことが明らかになったことから、また総括原価方式が廃炉費用や損害賠償費用などが含まれないなど、これまで通り自由に使用者につけ回しできなくなることからその対応から今回の案を提出しなければならなくなったことを、まず明記すべきである。さらに、これまで原子力発電のコスト(発電コストでなく廃炉、使用済み燃料処分など含む、総合的コスト)が安いと国民を欺き続けてきたことの責任についても明記すべきである。 | 各電源の発電コストの試算については、2015年5月に外部の専門家・有識者から成る発電コスト検証ワーキンググループにおいて、我が国の実情を踏まえ、詳細な検討が行われました。その中で、原子力は、2011年に政府において行われた試算と同様、直近に国内で運転開始した4基の実際のデータを基に、試算を行っております。その際、賠償費用や除染・中間貯蔵等の事故対応費用、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等の政策経費などを全て含んだ試算を行っております。その結果、原子力発電のコストは10.1円以上/kwhとされており、他の電源と遜色ない低廉な電源と考えております。 なお、仮に、①福島第一原発の廃炉・賠償費用、②追加的安全対策費、③廃炉費用、④核燃料サイクルの工程別単価が全て2倍となっても、キロワットアワー当たり、11.7円であり、まだ石炭火力(12.3円)より発電コストは低いことが示されております。そのような中で、報告書の「はじめに」において引用しているとおり、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、『電力システム改革によって競争が進化した環境下においても、原子力事業者がこうした課題に対応できるよう、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行う』こととされております。また、同じく総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の中間整理(平成26年12月)において、『事業者が共同実施してきた核燃料サイクル事業について、今後、自由化により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保されるよう、各事業者からの資金拠出の在り方等を検証し、この検討を踏まえて、必要な措置を講じていくことが重要』との方向性が示されており、今回の措置は当該方向性に基づいて検討を行ったものです。 |
| 88 | 現在の原発にそそぐ資源を再生エネに振り向ければ、今や脱原発は実現可能です。原子力事業者に再処理費用を抛い出させる等は無害無益の原発と再処理計画の延命を図るだけで、我が国の真の安全保障には何の役に立ちません。最悪の政策でしかありません。早急に現行エネルギー基本計画を見直すとともに、現原子力事業者が原発廃炉に進まざるを得ないように政策転換し、原発補助事業や交付金は廃止すべきです。 | エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)においては、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」と記載されている。また、同計画においては、「事業者が共同実施してきた核燃料サイクル事業について、今後、自由化により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保されるよう、各事業者からの資金拠出の在り方等を検証し、この検討を踏まえて、必要な措置を講じていくことが重要」と記載されております。 震災後、電気料金が上昇している中、雇用や国民の生活を守るためにも電力コスト抑制の必要性が高まっております。そのため、再生可能エネルギーを拡大して原発依存度を低減させる中でも、「電力コストを現状よりも引き下げる」ことを具体的な政策目標として掲げて、電源構成を含めたエネルギーミックスを検討したものであり、エネルギー政策の基本的視点に関する政策目標をバランスよく同時に達成するぎりぎりの姿となっております。 |
| 89 | 使用済燃料の扱いについては、直接処分を含めた多様な可能性を研究すべきであり、拠出金制度の対象を全ての使用済燃料にすることによって、実質的に再処理以外の方策を研究・検討させないような方向をとるということは、するべきではない。 | 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としてしております。その上で、同計画において、「地層処分を前提に取組を進めつつ、可逆性・回収可能性を担保し、今後より良い処分方法が実用化された場合に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。このような考え方の下、地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映するとともに、幅広い選択肢を確保する観点から、直接処分など代替処分オプションに関する調査・研究を推進する」としてしております。 |
| 90 | 核燃政策は、すでに破たんしています。膨大な費用を国民に負担させ、すでに、22度の操業延期をかさね、なお操業のみこみはありません。もんじゅも破綻しプルサーマルも実現できず、プルトニウムの使い道はありません。国際的にも、余剰プルトニウムをこれ以上増やすことはできません。核兵器の製造に道をつなげるのは、憲法違反です。平和政策を国際的に示すためにも、再処理事業から速やかに撤退してください。 | 六ヶ所再処理工場については、日本原燃が、2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、現在、原子力規制委員会による審査中です。日本原燃は2018年度上期の竣工を予定しております。また、我が国は、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を示しており、原子力事業者がプルトニウム利用計画を策定し、その妥当性を原子力委員会が確認することとしております。今後も、こうした方針の下、利用目的のないプルトニウムを持たずに、プルトニウムの適切な管理と利用を行っていく取組を堅持していきます。 |
| 91 | MOX燃料についても福島事故3号機の解明も済んでいない中で再稼働が進む状況にあるがそもそも再稼働審査に於いてもMOXそのものの固有の危険性審査もまともになされていないし使用済みMOX燃料の扱いも宙に浮いたままである。目先のMOXですらこれ程の問題を抱えるなかで余剰のプルトニウム47tの存在に一体どう対処するのか。 | プルサーマルを行う原発も含め、昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」という方針です。原子力事業者は、MOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物)を軽水炉で利用する「プルサーマル」の実施を計画しております。こうしたプルサーマルの運転実績はこれまで4基あります。その上で、平成22年9月時点の計画では、2015年度までに16～18基での実施を目指してまいりました。昨年11月、原発の審査状況や六ヶ所再処理工場の操業開始時期等を踏まえ、「2015年度」という時期については検討する必要があるとしております。今後、原子力事業者は、原子力発電所の再稼働時期や、六ヶ所再処理工場の操業開始時期の見直し等を踏まえて、六ヶ所再処理工場が実際に竣工し、同工場でプルトニウムの回収が開始されるまでに、新たなプルトニウム利用計画を策定・公表することとしております。 |
| 92 | これまでに電気料金の中から積立金として5兆円もの金額が、一般市民の懐から強制的にとられていたわけであるが、この内2兆7千万円ほどが引き出されているという。「六ヶ所村」も「もんじゅ」も、これまでまともに再処理できていないのに、何故なのか一切説明がない。残りの2兆3～4千万円が新法人に引き継がれるといっても、納得できない。 | 既に取り戻された資金は、六ヶ所再処理工場の建設に要する費用等、再処理等の事業の実施に充てられております。現在、積み立てられている資金は、現行制度に基づいて再処理の実施に充てるために積み立てられたものであり、制度移行に当たっては、新法人に移管することが適当と考えております。 |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|---|
| 93 | <p>六ヶ所村が核燃料サイクル事業の受け入れを決めてから早30年の月日が経った。時代環境が変わる中、関係機関それぞれで関わる人も変遷し、事業の大幅な延期もあって、いつの間にか当初の思い、意欲が風化したのではと思うこともあるが、受け入れを決めた六ヶ所村の基本姿勢は微塵も変わっていない。</p> <p>その思いがあるからこそ、我々は日本の原子力産業全体の発展に寄与するならとイーターの誘致にも積極的に取り組み、日本原子力研究開発機構主催の「燃料サイクルセミナー」催してきた。まさに、原子力利用に関して最も前向きな理解と熱意を持った地域と言っても過言で、はない。これもひとえに国策として進める核燃料サイクル事業の重要性を理解し、真摯に受け止めたが故である。六ヶ所村としては、この受け入れを契機に科学技術の集積化に繋げ、地域産業の一大転換を図って自律的で、かつ持続的な地域経済の発展に繋げて共存共栄しながら地域の安心安全をしっかり構築してあげなければならないと、地元企業の育成を期待するところが大きかったのでもある。</p> <p>しかしながら、サイクル事業の大幅な延期もあり、種々期待したことが波及、展開する動きが遅く、地元の準備も思うような進捗を見ていない。どちらかと言えば、緒に就いたというレベルに止まっている。「今後も立地自治体等関係者との信頼関係の下、連携して進めていく」という方針に立つなら、こうした立地地域の実情を汲み取り、具体的に連携していく方策と、実行に移すロードマップを描く必要がある。つまり、我々が自助努力すべき課題を明らかにし、支援、協力いただきながら着実に実現していく実行計画の策定を助言、手解きする関わりがある。具体的にアクションが見えることが重要なのである。</p> | <p>国及び事業者は、これまで約30年にわたり、青森県・六ヶ所村等関係自治体の理解と協力の下、青森県内に核燃料サイクル関連施設の建設を進めてきました。使用済燃料の再処理等を推進するに当たっては、こうした立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であり、引き続き今後も立地自治体等関係者との信頼関係の下、連携して進めていくことが重要であると考えております。その上で、立地自治体等関係者と新法人との具体的な連携の方策等については、基本的に、当事者間で検討がなされていくものと考えております。</p> |
| 94 | <p>本件中間報告書書案p.4の「使用済燃料の再処理による高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減について」の表で、「潜在的有害度」が示されているが、最近、市民向けシンポジウム等でも資源エネルギー庁がこの数値を用いており、極めてわかりづらく混乱・誤解を招くので使用しないよう求める。</p> <p>高レベル放射性廃棄物の地層処分についてのいわゆる2000年レポートでは、高レベル放射性廃棄物の放射能の量をベクレルで絶対値で表示して、もの天然ウランレベルに減衰するまでに10万年かかるという資料が使われており、これまで、一般向けの説明にもこの数値が用いられていたため、潜在的有害度とは何か資源エネルギー庁に問い合わせたところ、高レベル放射性廃棄物のベクレル数をシーベルト換算して潜在的有害度を出したということですが、しかも、この潜在的有害度はもの天然ウランと比べるために、外部被曝は評価せず、経口摂取の内部被曝の影響で評価を行うため、α核種であるウランは係数が高くするため、8千年で同じレベルになるとされるということであった。原子力大綱において、潜在的有害度による減衰グラフが用いられているが、ここでは注に、「高レベル放射性廃棄物と人間との間の障壁は考慮されておらず、高レベル放射性廃棄物の実際の危険性ではなく、潜在的有害度を示している。使用済燃料の1年目の潜在的有害度を1とした相対値。」と記載されているが、今回の本件中間報告書書案には、高レベル放射性廃棄物の実際の危険性ではないということも書かれていない。再処理の優位性を示そうとこの潜在的有害度という評価法を用いているようだが、そうであれば、その再処理においては、原発が放出する放射性物質の1年分を1日で排出することなど、深刻な放射能汚染を伴い、プルトニウム抽出、保有におけるリスク等も併記すべきである。電気料金等で再処理費用を負担することとなる消費者、国民が、再処理が真に合理的な施策であるか否かを判断できるよう、潜在的有害度なる誤解を招くような評価の数値を使用しないこと。</p> <p>なお、この潜在的有害度で用いられる高レベル放射性廃棄物及び天然ウランをそれぞれ何シーベルトと評価しているのか説明を求める。</p> | <p>御指摘の「使用済燃料の再処理による高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減について」の表については、過去の試算に基づき、引用元を明示した上で、使用させていただいております。</p> <p>その上で、今般の制度的対応を進めることと並行して、原子力・核燃料サイクル政策の推進に当たり、引き続き、広く国民の皆様のご理解を深められるよう分かりやすく適切な情報発信に努めていくことも重要であると考えており、いただいた御意見も参考とさせていただきます。</p> <p>なお、日本原子力研究開発機構の報告によれば、1トンの燃料を再処理して生成される高レベル放射性廃棄物の潜在的有害度は、処理後1000年経過では数百万シーベルトであり、時間経過とともに更に減少していくものとされており、また、1トンの燃料をつくるために9トンの天然ウランが必要であるとの前提を置くと、その9トンの天然ウランの潜在的有害度は、約30万シーベルトであり、時間経過してもほぼ一定とされており、</p> |
| 95 | <p>「事業の技術的課題に適切に対処しているかの確認」に基づき、研究開発の活性化を図るとともに、適切な保守、予防保全を遂行し、技術の継承、人材の育成にも配慮願いたい。</p> | <p>御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 96 | <p>制度変更の大前提として、消費者が支払う月々の電気料金が、どのようなもので構成されているのかわかることで、政策への理解も深まると思うので、その明細を表記することが必要です。</p> | <p>御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 97 | <p>いままで、国の「エネルギー基本計画」のパブコメでは、1か月に約1万9千件の意見が「集まり、脱原発を求める意見が94%を超えていたにもかかわらず、経産省は賛否の内訳を公表せず、民意をまったくくみ取らなかった。しかし2005年の行政手続法改正で、寄せられた意見は「十分に考慮しなければならぬ」と定められているが、これではパブコメを単なる「通過儀礼」と形骸化していないか。少なくとも、意見を送った本人には、メールで回答をすべきでは。</p> | <p>パブリックコメントについては、所定の手続にしたがって、適切に対応させていただきます。</p> |
| 98 | <p>福島原子力発電所爆発の処理、核デブリの核心部がまだまだほとんど手がつけられていない現在、東京電力はこれからどのくらいの廃炉費用が掛かるのかわからないにもかかわらず、新潟県では、宣伝費に支出している。収益でも黒字を出している。原発事故の責任を取っていない東京電力。核燃料再処理の費用を消費者に出させる前に電力会社がやらなければならないことがあるのではないだろうか。</p> <p>経産省は、電力会社の立場から国民、消費者の立場にたったことをやってほしい。</p> | <p>御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| 整理番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|-----------------------------------|
| 99 | <p>日本の原子力関連事業者が世界の原子力発電所の廃炉事業をビジネスにして、放射能廃棄物の短期間での無害化方法を発見されることを祈っています。水素ステーションの設備投資などが全国に広がって水素社会が実現するために日本が世界のどこの国家よりも早く新しく廉価な無尽蔵の新しい発電システムを開発されることを願っています。福島の子供たちの甲状腺異常についての報道がありましたので連絡させていただきます。原子力規制委員会作成の全国の放射線量測定マップの分析についても様々な考え方があると思います。</p> <p>福島県の放射線量を確認すると以下のことがわかります。福島県の線量ですが南会津地域は0.0...と小数点第二位以下の数値ですが福島県内のほかの地域はすべて0.1...と小数点第一位から始まっています。周辺地域の県、全国の地域は、すべて0.0...と小数点第二位以下の数値です。体に影響が無いレベルの数値と報道で発表されますが、あきらかに他の地域に比べて放射線量数値が異常だと思います。自然に小数点第二位以下になるものなのか福島原発が廃炉になるまで続くのかよくわかりません。安全数値ではあっても福島県内の放射線量が異常だと考えたほうが良いのではありませんか。</p> <p>放射線量数値について福島県だけが他地域とあきらかに違っています。原発事故の影響が解明されていない中で安全だと断言することはもう少しあとにしたほうが良いと思います。福島県の子供たちが甲状腺の異常が発生することについて何らかの解決策、指針が必要だと思います。放射線量マップについては原子力規制委員会作成の数値ですから間違いはないと思います。</p> <p>以下は、素人考えから欧州原子核研究機構CERNと一緒に放射性廃棄物の無害化を推進することが可能だと推察しますが無理でしょうか。</p> <p>ヒッグス粒子が存在しないと放射性廃棄物は無害化するという考え方は無理でしょうか。素人考えですが、構成する素粒子が繋がらないことで、放射性廃棄物がなくなるのではと思っています。</p> | <p>御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。</p> |